

70 9, 25

樞密院會議筆記

一戰戰連絡事務局官制改正ノ件

昭和二十年九月二十五日(火曜日)午後一時四十
分開議
聖上臨御

出席員

平沼議長

清水副議長

親王

宣仁親王

大臣

稔彦王内閣總理大臣 四番

米内海軍大臣 五番

小日山運輸大臣 六番

津島大藏大臣 七番

岩田司法大臣 八番

千石農林大臣 九番

山崎内務大臣 十番

中島商工大臣 十一番

松村厚生大臣 十二番

前田文部大臣 十三番

下村陸軍大臣 十四番

吉田外務大臣 十五番

顧問官

南 顧問官 十七番

潮 顧問官 十八番

深井 顧問官 十九番

竹越 顧問官 二十番

三土 顧問官 二十一番

伊澤 顧問官 二十二番

池田 顧問官 二十三番

泉二顧問官

卅四番

野村顧問官

卅六番

櫻内顧問官

卅九番

芳澤顧問官

四十番

關席員

親王

雍仁親王

一番

崇仁親王

三番

顧問官

窪田顧問官

十七番

奈良顧問官

十九番

松井顧問官

二十番

菅原顧問官

廿一番

松浦顧問官

廿二番

林顧問官

廿四番

二上顧問官

廿六番

真野顧問官

廿七番

大島顧問官

廿八番

小幡顧問官

廿九番

平生顧問官

卅五番

百武顧問官

卅七番

本庄顧問官

卅八番

委員

村瀬法制局長官

佐藤法制局参事官

松本外務次官

報告員

南 審査委員長

書記官長

石黒書記官長

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長

(平沼)

之ヨリ會議ヲ開ク

終戦連絡事務局官制改正ノ件

ヲ議題ニ供ス第一讀會ヲ開キ朗讀ハ之ヲ省

略シテ直ニ審査委員長ノ報告ヲ求ム

報告員

(通) 今回御諮詢ノ終戦連絡事務局官制

改正ノ件ニ付本官等審査委員ヲ命ゼラレ本

日委員會ヲ開キ當局大臣及關係諸官ノ辯明

ヲ聽キ以テ之ガ審査ヲ遂ゲタリ尚本件ハ審

査報告書ヲ作製スルノ違ナカリシニ由リ御

了承ヲ請フ

當局大臣ノ説明ニ依レバ聯合國軍隊ノ本部
進駐ニ伴ヒ聯合國側トノ連絡ニ便ナラシ
シガ爲政府ニ於テハ曩ニ官制ノ制定ヲ仰
外務省ノ外局トシテ終戰連絡事務局ヲ設
中央ニ之ガ中央事務局ヲ聯合國軍隊ノ進
ヲ見タル地ニ之ガ地方事務局ヲ夫々置キ
テ今日ニ至リタルガ其ノ後聯合國軍進駐
進展ニ伴ヒ聯合國側トノ連絡事務益々複雑
多岐ト爲レルト共ニ愈々其ノ重要ノ度ヲ加
フルニ至リタルヲ以テ右終戰連絡事務局ノ

機構ニ付テモ亦之ヲ擴充強化スルノ要緊切
ト爲ルニ至レリ仍テ本件ヲ以テ標記官制ニ
改正ヲ加ヘントスルモノニシテ現行規定ト
異ル要點ヲ述ブレバ次ノ如シ
(一)中央事務局ニ於テ從前勅任ノ長官ヲ置ケ
ルヲ改メテ親任ノ總裁ヲ置クコトトシ尚
新ニ勅任ノ次長二人ヲ置キ内一人ハ外務
次官ヲシテ之ヲ兼ネシメ更ニ從前外務部
内ノ官吏ヲ以テ補職トセル部長連絡官及
連絡官補ヲ夫々勅任奏任及判任ノ本官ト

ル職員ニ改メ其ノ定員ヲ増加ス
(二)従前同局ニ第一乃至第四ノ四部ヲ置ケ
テ今回總裁官房ノ外總務第一乃至第五
六部ヲ置クコトトシ其ノ事務ノ分掌ハ
裁之ヲ定ム

(三)地方事務局ニ於テモ中央事務局ト同ジ
本官タル連絡官及連絡官補ヲ置クコト
改メ局長ハ連絡官ヲ以テ之ニ充ツルモノ
トス

(四)中央地方各事務局ニ新ニ參與若干人ヲ置

キ外務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官
及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之
ヲ命ズルモノトス

按ズルニ聯合國官憲トノ連絡ヲ一層緊密且
圓滑ニシ連絡事務ノ能率ノ昂上ヲ圖ルハ帝
國現下ノ情況ニ照シ極メテ必要トスル所ナ
リ而シテ本件ハ右ノ目的ヲ達セシガ爲之ガ
事務ヲ擔當スル機關ノ組織ヲ擴充強化スル
コトヲ主眼トスルモノニシテ別ニ支障ノ廉
ナキモノト認ム仍テ審査委員會ニ於テハ本

件ハ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨全
一致ヲ以テ議決シタリ

議長(平沼) 右審査ノ結果ヲ報告ス
別ニ御發言ナキ故第二讀會以下

省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位

起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(平沼) 全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午後一時五十分閉會)

議長男爵

書記官長 石黒武重

書記官

諸君
高辻正巳